

ウクライナの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ウクライナは、東欧の共和制国家である。国土のほぼ中央部をドニプロ川が北から南に流れ、黒海に達する。ドニプロ川流域には肥沃な黒土地帯があり、「ヨーロッパの穀倉」地帯として知られている。南部にはクリミア半島が黒海に突き出している。首都はキエフ（ウクライナ語では「キイウ」）、通貨はフリヴニャ、公用語はウクライナ語である²。

現在のウクライナの地域には、古来より東スラブ人が居住していた。882年にキエフ大公国が形成されたが、1240年代にモンゴルの侵攻を受け崩壊した。14世紀以降、ウクライナは、リトアニア大公国、そして、ポーランド王国の領土となった。ウクライナは、1648年にコサック軍による蜂起が起こり、18世紀後半にはロシア帝国の領土となった。1919年、「ウクライナ社会主義ソビエト共和国」が成立し、1922年、ソ連に加盟した。1954年には、クリミアがロシア共和国からウクライナに移管された。1986年には、チェルノブイリ原子力発電所で事故が発生し、ウクライナは甚大な被害を被った。ソ連崩壊に伴い、ウクライナは1990年に主権宣言³を行い、1991年にはソ連からの独立を果たした。

ウクライナは、ソ連からの独立後は、「欧州への回帰」を目指した。2004年に「オレンジ革命」により大統領選に勝利した親欧米派のユシチェンコは、「欧州への回帰」を目指す一方、天然ガス値上げ問題、ロシア黒海艦隊駐留問題、NATO加盟問題等ではロシアとことごとく対立した。その後、2010年の大統領選で勝利した親ロシア派のヤヌコーヴィチは、NATO加盟方針を撤回し、ロシア黒海艦隊の駐留期限延長等でロシアとの関係を修復した。しかし、ヤヌコーヴィチがEUとの政治・貿易協定の調印を見送ったことから、2014年2月に反ヤヌコーヴィチ派の大規模デモが発生した。ヤヌコーヴィチがウクライナから逃亡した後、親欧米派による暫定政権が発足した。このように、ソ連から独立した後のウクライナでは、親欧米派と親ロシア派の間で政権が大きく揺れ動き、外交政策のみならず憲法改正にも大きな影響を生じたことは、極めて特徴的なことであるといえる。

ところで、クリミア半島では、1921年に自治共和国が成立していたが、1954年にロシアからウクライナに移管された。クリミアは1992年にウクライナからの独立を宣言したが、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² クリミア及び東部では、実際上は、ロシア語も広く使用されている。

³ 国家主権宣言の和訳は、『外国の立法 第30巻5号』（国立国会図書館調査立法考査局、1991年）194～197頁に掲載されている。

1995年にウクライナ支配下の「クリミア自治共和国」となり、1998年には憲法を制定した。2014年2月のウクライナ国内の混乱に乗じて、ロシア軍がロシア系住民の保護を理由にクリミアに展開し、同年3月に行われた住民投票を受け、クリミアはロシアに事実上併合された。これに対して、欧米諸国は、国際法違反及びクリミア編入無効を主張して、ロシアへの経済制裁を実施した。その後、ウクライナ東部において、親ロシア派の武装勢力とウクライナ政府軍との間で激しい戦闘が行われ、事実上の内戦状態となった。現在は一応の停戦状態にあるものの、散発的に戦闘が続いており、依然として予断を許さない状況である。

国際機関への加盟の点についていうと、ウクライナは2008年にWTOに加盟した。また、EU及びNATOへの加盟を目指すウクライナは、2014年にEUとの連合協定を発効させ、2016年1月からはEU・ウクライナの「深化した包括的自由貿易協定」を暫定的に施行させている⁴。

II 憲法

現行のウクライナ憲法は、1996年6月28日に採択され、その後、2011年2月1日、2013年9月19日及び2014年2月21日に改正されたものである。

実は、ウクライナ憲法は、「オレンジ革命」の影響を受けて2004年12月8日にも改正されたことがあった（改正の目的は、大統領の権限を大幅に議会に移譲することにあった）。しかし、ヤヌコーヴィチ政権成立後の2010年10月1日に、憲法裁判所は、2004年改正には審議・採択の際の手續に違反があったことを理由として、2004年改正を無効とする判決を下した。ところが、反ヤヌコーヴィチの流れの下、2014年2月21日の改正により、2004年改正の内容を反映した憲法改正があらためて採択された。

現在のポロシェンコ政権は、2015年2月の停戦合意を受けて、東部の一部地域に高度な自治権を認めるために憲法を改正しようとしているが、世論には反対論も根強くあり、憲法改正が実現するか否かは不透明である。

現行のウクライナ憲法の主な体系は、表1のとおりである⁵。

表1：ウクライナ憲法の主な体系

| | |
|----------------------|-----------|
| 前文 | |
| 第1章 総則 | 第1条～第20条 |
| 第2章 人間及び市民の権利、自由及び義務 | 第21条～第68条 |

⁴ 外務省ウェブページ「ウクライナ 基礎データ」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ukraine/data.html>

⁵ ベラルーシ憲法の英訳（2014年3月13日現在）は、下記ウェブサイト等に掲載されている。

<http://www.refworld.org/pdfid/44a280124.pdf>

| | |
|--------------------|-------------|
| 第3章 選挙制度、レファレンダム | 第69条～第74条 |
| 第4章 ウクライナ最高議会 | 第75条～第101条 |
| 第5章 ウクライナ大統領 | 第102条～第112条 |
| 第6章 ウクライナ内閣、他の行政機関 | 第113条～第120条 |
| 第7章 検察庁 | 第121条～第123条 |
| 第8章 司法 | 第124条～第131条 |
| 第9章 ウクライナの領土 | 第132条～第133条 |
| 第10章 クリミア自治共和国 | 第134条～第139条 |
| 第11章 地方自治 | 第140条～第146条 |
| 第12章 ウクライナ憲法裁判所 | 第147条～第153条 |
| 第13章 ウクライナ憲法の改正 | 第154条～第159条 |
| 第14章 最終規定 | 第160条～第161条 |
| 第15章 経過規定 | |

1 総説

ウクライナ憲法は、「第1章 総則」において、共和制、法の支配、三権分立等の基本原則を定めている。「第1章 総則」の部分には、いくつかの特徴的な規定も含まれている。例えば、「チェルノブイリ事故による世界的規模の災害の結果を克服すること」が、国の責務であることが明文で規定されている（16条）。

2 統治機構

（1）大統領

ウクライナの国家元首たる大統領は、憲法及び国民の権利・自由の擁護者である（102条）。大統領は、国民の普通・平等・直接・秘密の投票により選出され、任期は5年である（103条1項）。

大統領の権限は広範囲に及んでおり、憲法106条には31個もの権限が列挙されている。例えば、①国家の独立性、安全性等を保障すること、②国民及び最高会議に対し、年次教書及び特別教書を発表すること、③国際関係において国家を代表し、外交政策を統率し、条約を交渉・締結すること、④外国の国家承認を行うこと、⑤憲法改正に関するレファレンダムの指示及び国民発案によるレファレンダムの公布、⑥憲法の規定に基づき、最高議회를解散すること、⑦最高議会の多数派の提案に基づき、首相等の候補者を最高議会に提案すること、⑧最高議会が採択した法律に署名すること等である。

（2）議会

ウクライナにおける唯一の立法府は、「ウクライナ最高議会」（ウクライナ語では「Верховна Рада」（ヴェルホーヴナ・ラーダ）という）である（75条）。最高議会の議員

定数は450名であり、議員の任期は5年である（76条）。

最高議会の主な権限としては、①憲法改正案を提出すること、②全てのウクライナ国民によるレファレンダムを開始すること、③法律を採択すること、④国家の予算及び決算の承認、⑤国内・外交政策の原則を決定すること、⑥大統領の選挙を召集すること、⑦大統領を弾劾すること、⑧大統領の提案に基づき、首相及びその他の大臣等を指名すること等が挙げられ、多岐にわたる（85条）。

また、最高議会は、大統領又は議員総数の3分の1以上の提案により、内閣の責任問題を検討することができ、議員総数の過半数により、内閣不信任決議を可決することができる（87条1項）。

最高議会は、憲法に別段の定めが無い限り、議員総数の過半数により、法律、決定その他の法令を採択する（91条）。発議権は、大統領、議員及び内閣にある（93条1項）。

（3）内閣

内閣は、ウクライナの行政権の最高機関である（113条1項）。内閣は、大統領及び最高議会に対し責任を負う（113条2項）。

内閣は、首相、第一副首相、副首相及びその他の大臣により構成される（114条1項）。首相、国防大臣及び外務大臣は、大統領の提案に基づき、最高議会により任命される。他の大臣は、首相の提案に基づき、最高議会により任命される（114条2項・4項）。

内閣の主な権限としては、①国家の主権及び経済的独立性、国内及び外交政策の実施、憲法・法律・大統領令の施行を保障すること、②国民の権利と自由の保障を図ること、③財政、労働、社会保障、教育、科学、文化等の政策の実施を保障すること等が挙げられる（116条）。

また、内閣は、「決定」及び「命令」を發布することができる（117条）。

（4）裁判所

司法権は、裁判所のみが行使する（124条1項）。

裁判所には、憲法裁判所のほか、最高裁判所（ウクライナの司法組織の最高位に位置する裁判所）、高等裁判所（一定の特別な分野における最高位の裁判所）、控訴裁判所及び地方裁判所がある（125条）。

裁判官の独立及び免責は憲法及び法律により保障されており、裁判官に対するいかなる干渉も許されない（126条1・2項）。

憲法裁判所は、法令の違憲審査を行い、また、法令の公式解釈を行う権限を有する（150条）。憲法裁判所は18名の裁判官から構成され、大統領、最高議会及び裁判官委員会により6名ずつ任命される（148条1・2項）。憲法裁判所裁判官の任期は9年であり、再任は禁止されている（148条4項）。憲法裁判所長官は、憲法裁判所裁判官の中から、憲法裁判所特別本会議において、3年の任期で選出される（148条5項）。

3 人権

ウクライナ憲法は、「人間及び市民の権利、自由及び義務」(21条～68条)において、多くの人権規定を有している。日本国憲法にもほぼ同様の規定があるものがほとんどであるが、以下のように、一部、特徴的な規定もある。

- ① 男女平等の具体的内容が比較的詳細に規定されていること (24条3項)。
- ② 自己に関する情報を調べ、自己又は家族に関する不正確な情報を訂正し、削除し、不正確な情報の収集、保管、使用及び伝播によって被った損害の補償を受ける権利が明文で規定されていること (32条3・4項)。
- ③ ウクライナの独立性の破壊、暴力的手段による憲法秩序の改変、権力の不法奪取、戦争及び暴力のプロパガンダ、民族・人種・宗教間の敵意の扇動等を目的とする政党及び公共団体の設立及び活動の禁止 (37条1項)。
- ④ 市場支配的地位の濫用、競争の不当な制限及び不正競争の禁止並びに消費者保護が明文で規定されていること (42条3項・4項)。
- ⑤ 健康を維持し、医療を受け、医療保険に入る権利が、比較的詳細に規定されていること (49条)。
- ⑥ 国民の国土防衛の義務が明文で規定されていること (65条)。なお、宗教的信条を理由とする代替的役務も認められている (36条)。

なお、ウクライナ憲法は、いわゆる「レファレンダム」(国民投票)の制度も採用している (69～74条)。ウクライナの領土の変更問題は、全てのウクライナ国民によるレファレンダムによってのみ議決できることが規定されている (73条)。

4 法令及び判決例

ウクライナの法制度は、成文法を中心とする「大陸法系」に属しており、基本的には、成文化された制定法により形作られている。ウクライナの法源としては、憲法、条約、法典、法律、大統領の命令・指令、内閣の決定・命令、地方自治体の決定・命令等がある。

ウクライナの裁判所による判決例については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。

EU加盟を目指すウクライナの法制度は、EU加盟各国の法制度に近づいてきているといえる。

III 民法

現行のウクライナ民法典は、ドイツ法及びオランダ法を参考として起草作業が行われ、2003年1月16日に最終草案が成立し、2004年1月1日に施行されたものである。民法典は全1308か条からなる膨大なものである。

ウクライナ民法典には、日本の民法典とは異なり、会社及び知的財産権等に関する規定も

多く含まれていることが特徴的である。なお、ウクライナ民法典には、家族法（親族法）は含まれておらず、別の法律となっている。

ウクライナ民法典の主な体系は、表2のとおりである⁶。

表2：ウクライナ民法典の主な体系

| | | | |
|---------------|-----------------|--------------------------------------|---------------|
| 第1編 総則 | 第1章 基本規定 | | 第1条～第23条 |
| | 第2章 人 | 第2-1章 自然人 | 第24条～第79条 |
| | | 第2-2章 法人 | 第80条～第166条 |
| | | 第2-3章 民事関係における国家の参加、クリミア自治共和国及び地域共同体 | 第167条～第176条 |
| | 第3章 私権の客体 | | 第177条～第201条 |
| | 第4章 取引、代理 | | 第202条～第250条 |
| | 第5章 期間及び期日、出訴期限 | | 第251条～第268条 |
| 第2編 自然人の人格権 | | | 第269条～第315条 |
| 第3編 所有権及び他の物権 | 第1章 所有権 | | 第316条～第394条 |
| | 第2章 制限物権 | | 第395条～第417条 |
| 第4編 知的財産権 | | | 第418条～第508条 |
| 第5編 債権 | 第1章 債務総則 | | 第509条～第625条 |
| | 第2章 契約総則 | | 第626条～第654条 |
| | 第3章 債務各則 | 第3-1章 契約債務 | 第655条～第1143条 |
| | | 第3-2章 非契約債務 | 第1144条～第1215条 |
| 第6編 相続法 | | | 第1216条～第1308条 |
| 最終及び経過規定 | | | |

IV 会社法

⁶ ウクライナ民法典の英訳は、下記ウェブサイトに掲載されている。

http://teplydim.com.ua/static/storage/filesfiles/Civil%20Code_Eng.pdf

前述したとおり、ウクライナ民法典にも会社に関する規定が多く含まれているが、さらに商法典等の関連法令が具体的内容を規定している。但し、民法典と商法典との間には、矛盾する内容も少なくないことが指摘されている（もし両者に矛盾する内容がある場合は、原則として、特別法である商法典が適用される）⁷。

ウクライナに投資しようとする外国企業は、ウクライナに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の代表事務所を設置することができる。代表事務所は、外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するウクライナ法人である。

ウクライナに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、有限責任会社及び株式会社がある。これらはいずれも、出資者又は株主の責任が出資額を限度とする会社形態であるが、それぞれの特徴は、表3のとおりである⁸。

表3：ウクライナで設立可能な主な会社の種類

| 名称 | ウクライナ語、略称 | 特徴 |
|--------|---|--|
| 有限責任会社 | Товариство з обмеженою відповідальністю (ТОВ) | ウクライナにおける会社形態の最も基本的な形式。設立発起人は、1人でもよく、個人でも法人でもよく、ウクライナ人でも外国人でもよい。但し、出資者は2名以上100名以下の範囲内であればならない。出資は金銭でも現物でもよいが、労務は不可。最低資本金額の定めはない。第三者への持分譲渡は、定款により制限又は禁止することができる。 |
| 株式会社 | Акціонерного товариство (АТ) | 厳格な証券取引規制に服するため、外国の投資者により利用されることは少ない。設立発起人は、1人でもよく、個人でも法人でもよく、ウクライナ人でも外国人でもよい。最低資本金額は、最低賃金月額額の1250倍である。公開型（第三者への株式譲渡につき、株主は優先譲受権を有しない。株主数の制限は無い）と非公開型（第三者への株式譲渡につき、株主は優先譲受権を有する。株主数の上限は100名）の2種類がある。 |

⁷ 「DOING BUSINESS IN UKRAINE: KEY LEGAL ASPECTS」 (Asters, 2015年) 9頁。

http://www.asterslaw.com/upload/iblock/788/asters_doing_business_in_ukraine.pdf

⁸ 「DOING BUSINESS IN UKRAINE」 (BDO, 2015年) 6～8頁。

http://www.eba.com.ua/static/members_reviews/DBiU_BDO_May_2015_eng.pdf

V 民事訴訟法

現行のウクライナ民事訴訟法典は、2005年9月1日に施行されたものである⁹。

ウクライナの司法裁判所については、「司法組織及び裁判官の地位に関する法律」に規定されている。司法裁判所には、最高裁判所を頂点として、その下に、高等裁判所（破毀院）、控訴裁判所及び地方裁判所があるが、3つの下級裁判所は、①民事事件及び刑事事件を管轄する裁判所（以下「共通裁判所」という）の系列、②商事事件を管轄する裁判所の系列、③行政事件を管轄する裁判所の系列に分かれている。

民事訴訟法典によると、共通裁判所は、事件当事者の一部に個人が含まれている場合、一般民事、家屋、家族及び労働に関する事件を管轄する。また、共通裁判所は、外国の判決及び仲裁の承認・執行に関する事件も管轄する。共通地方裁判所は、700か所ある。

商事裁判所は、企業間の紛争事件や、倒産、独占禁止、会社、証券関連の紛争事件を管轄する。これらの事件を商事裁判所が扱う際には、商事手続法典が適用されることになる。商事地方裁判所は、27か所ある。

行政裁判所は、税金、関税等に関する紛争事件を管轄する。これらの事件を行政裁判所が扱う際には、行政手続法典が適用されることになる。行政地方裁判所は、27か所ある。

現在、ウクライナ東部の軍事紛争地域の訴訟事件については、キエフの裁判所が管轄することになっている¹⁰。

VI 刑事法

2001年改正（2001年9月1日施行）を受けたウクライナ刑法典は、死刑制度を廃止した¹¹。ウクライナ刑法典の規定する刑罰としては、①罰金、②軍、特別称号、階級、官等又は特定の資格の剥奪、③一定の職又は一定の活動に従事する権利の剥奪、④社会的労働、⑤矯正労働、⑥軍人の職務についての制限、⑦財産の没収、⑧拘留、⑨自由の制限、⑩軍人の懲罰大隊への収用、⑪一定期間の自由剥奪、⑫終身の自由剥奪である（51条）。なお、2001年改正においては、犯罪の実質的定義（行為の社会的危険性）の規定は、維持されている¹²。

そして、ウクライナ刑法典の2014年改正では、従業員の犯罪行為についての法人の刑事

⁹ ウクライナ民事訴訟法典の英訳は、下記ウェブサイトに掲載されている。

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=187649

¹⁰ 民事訴訟法の解説については、主に、前掲「DOING BUSINESS IN UKRAINE: KEY LEGAL ASPECTS」（Asters, 2015年）37～39頁を参照した。

¹¹ ウクライナ刑法典の和訳として、上野達彦著「ウクライナの新しい刑法典（1）」（『三重大学法経論叢 20（2）』（三重大学社会科学学会、2013年）所収）173～225頁がある。また、ウクライナ刑法典の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.legislationline.org/documents/id/8929>

¹² 上野・前掲書 174頁

責任が規定される等の改正が行われた。

ウクライナの新しい刑事訴訟法典は、2012年11月20日に施行された。2012年改正は、答弁取引を導入する等、刑事訴訟法典の内容を国際的な基準に合わせたものである¹³。しかし、政治的対立が激化し社会不安が高まっているウクライナにおいて、今後、公正な刑事司法手続の実行がなされるのか否かという点については、十分に注視していく必要がある。

VII 参考資料

以上、ウクライナ法の概要を簡単に紹介してきたが、ウクライナ法については、チェルノブイリ原発事故及びクリミア・東部地域の軍事紛争等に関するものを除き、日本語の文献・論文等は非常に少ない。

英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: A Research Guide to Ukrainian Law」等が参考になる¹⁴。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.6』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第45回 ウクライナ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹³ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Ukraine1.html>

¹⁴ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Ukraine1.html>